

令和元年6月18日現在

機関番号：13201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2017～2018

課題番号：17H07237

研究課題名(和文) 現代国際私法における当事者自治研究 「原則」としての正当化

研究課題名(英文) Study on Party Autonomy in Modern Private International Law

研究代表者

小池 未来 (Koike, Miku)

富山大学・経済学部・特命講師

研究者番号：60802270

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、EU法・ドイツ法・フランス法を中心に比較法研究をおこなうことにより、準拠法の決定を当事者に委ねる当事者自治という方法が国際私法の原則であるという主張の正当性を明らかにすることを試みた。成果としては、当事者自治が原則であるとの主張には一定の正当性がありつつも、それが否定される領域もあるところ、そこには一定の論拠があること、これらのことは我が国においても妥当しうることがわかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際私法体系の転換が実証されれば、現在の国際私法規則を一新する基盤となるため学术界に大きなインパクトを与えることになり、また、当事者自治が原則として認められれば、涉外的な法律関係の当事者に準拠法の選択肢が与えられ、柔軟な解決を図ることができるようになり、実務にも大きな影響を及ぼすことになる。本研究は、このような大きな影響を持つ研究の基礎部分を明らかにした点で学術的意義がある。

研究成果の概要(英文)：This research tries to explain, by comparative law research centering on EU law, German law, and French law, the legitimacy of the method of party autonomy that leave the decision of the applicable law to the parties as the principle of the private international law. While there is a certain legitimacy in the explanation that the party autonomy is the principle, there is also an area where that method is denied. As a result, it turned out (i) that there are certain grounds for that explanation and (ii) that they apply in Japan.

研究分野：国際私法

キーワード：当事者自治

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

現在の我が国国際私法体系においては、各法律関係について適用される法(準拠法)を自動的に決定する客観的連結が原則とされ、限られた法律関係についてのみ例外的に当事者による準拠法選択(当事者自治・主観的連結)が許されている。世界的にもこのような国際私法規則がスタンダードであったが、この10年でヨーロッパを中心に当事者自治の拡張に関する議論が広まってきた。議論の中心は家族法分野への拡張であり、それに伴い当事者自治の様々な根拠づけが試みられてきた。各国実定法や統一規則でも、当事者自治が規定され始めている(たとえば、EUの統一規則では、離婚規則5条、相続規則22条、夫婦財産制規則22条)。このように発展してきたのは、現代のグローバル化社会においては従来のルールが硬直的であり、しばしば妥当な結果を導かないという問題を解決するためであった。

これに対して、我が国では学説上、当事者自治に関して、夫婦財産制や相続等の法律関係を除き、家族法分野はほとんど注目されてこなかった。そのため、我が国では、上記のような国外の立法動向があるにもかかわらず、家族法分野への当事者自治の導入は法制審議会等で話題に上ることはなかった。

以上の経緯から、応募者はこれまで、家族法分野における当事者自治を我が国法上で正当化し、導入しうるかについて比較法研究をおこなってきた。その結果、我が国法上も家族法分野に関して当事者自治が例外的に認められうることが明らかになった。

しかし、研究を進める中で、国外の学説上は、当事者自治が法律関係の種類を問わず国際私法規則全体の「原則」であるとの主張がきわめて有力になってきていることがわかった。特にドイツでは、欧州人権条約及びEU基本権憲章並びにドイツ基本法上の権利を当事者自治原則の根拠とすることが提唱されている(Basedow[2011], Kroll-Ludwigs[2013])。他方フランスでは、当事者自治と相対する方法論が強く主張されている(Lagarde[2014])。

我が国では、国外の学説が詳細に紹介されてこなかったこともあり、当事者自治を例外ではなく、原則と位置づけることについてほとんど議論されていない。しかしこれを議論することで、従来の硬直的な客観的連結がそぐわなくなった現代のグローバル化社会に適した柔軟な国際私法規則を提示し、及び解釈論・立法論の新たな基礎を提供することができ、ひいては今後の我が国国際私法の発展に寄与することができる。以上より、当事者自治の原則としての正当性について、我が国法の観点から明らかにする必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

本研究は、当事者自治が原則であるという主張の正当性を明らかにするものである。それにより、従来の硬直的な客観的連結がそぐわなくなった現代のグローバル化社会に適した柔軟な国際私法規則を提示し、及び解釈論・立法論の新たな基礎を提供することで、今後の我が国国際私法の発展に寄与することを目的とする。

3. 研究の方法

本研究は、以下の4つのプロセスによっておこなうこととした。

(1) 当事者自治が原則であるという主張の正当化

以下の2つの観点から、当事者自治が原則であるとの主張の正当性を明らかにする。第1に、当事者自治を原則と考えるドイツの学説を詳細に分析し、当事者に準拠法選択をすることができる権利が真に存在することを明らかにする。第2に、当事者自治の正当性を批判的に考察し、批判を克服することで、当事者の準拠法選択の権利をなお支持できることを明らかにする。特にフランス学説上は、前述の通り当事者自治と相対する方法論が支持されており、当事者自治に対する豊富な批判が予想されるため、フランス学説について分析する。

(2) 当事者自治の否定及び制限の正当化

どの国の国際私法にも従来、当事者自治が否定される分野や、当事者自治が肯定されるとしても制限が課される分野が存在した。(1)を前提に当事者自治を国際私法の原則に据えてもなお、当事者自治の否定及び制限をおこなうことが正当化できるかを明らかにする。

(3) 最密接関連地法への客観的連結の正当化

ドイツ学説においても、準拠法の選択がない場合の処理については、従来通り最密接関連地法への客観的連結が想定されている。しかし、当事者意思の尊重のために当事者自治を原則として認めるならば、当事者の明示的な選択がない場合には隠れた当事者意思を追求し、尊重すべきである。そこで、当事者による準拠法選択がない場合に、最密接関連地法への客観的連結をおこなうことが正当化できるかを明らかにする。

(4) 我が国国際私法における(1)~(3)の正当化

最後に、我が国法の視点から以上の議論を検討し、我が国法上(1)~(3)が正当化されることを明らかにする。これにより当事者自治を原則とする国際私法体系への転換が証明される。

4. 研究成果

平成 29 年度は、我が国国際私法上、当事者自治を原則として位置づけるために、ドイツ学説とフランス学説を中心に詳細な分析をおこない、それぞれの学説の考え方・正当化根拠・批判を明らかにすることに取り組んだ。

まず、(a) 欧州人権条約及び EU 基本権憲章並びにドイツ基本法上の権利を当事者自治原則の根拠とするドイツ学説について、これをその学説の正当性の観点から分析し、それとともに、(b) 当事者自治と同様の機能を有する別の方法論について活発に議論があるフランス学説において、当該方法論の要件効果と並んで、当事者自治がどのように評価・批判されているかについて分析した。そして、当事者自治が原則であるとの前提のもと、当事者自治が否定ないし制限されうるか、また、当事者自治の例外として最密接関連地法へ客観的に連結することが正当であるかを検討した。

当事者自治が原則であるとの前提のもとでも、当事者自治が否定ないし制限される領域はいくつも存在しうるものであり、この点においては、実質法上の当該領域の捉えられ方が国際私法においても反映されている。国によって異なり内容が多岐にわたる実質法の捉えられ方をいかに国際私法に反映するかが重要である。平成 29 年度の研究においては、我が国国際私法における当事者自治原則を考察するにあたっての基礎部分を整理することができた。

平成 30 年度は、前年度から引き続き、我が国国際私法上、当事者自治が原則であると仮定した場合に、当事者自治が否定又は制限されうるか、いかなる根拠をもってそれがなされるのか及び当事者自治原則の例外として、最密接関連地法へ客観的に連結することが正当であるかを明らかにすること並びに我が国法の視点からの考察に取り組んだ。

まず、欧州人権条約及び EU 基本権憲章並びにドイツ基本法上の権利を当事者自治原則の根拠とする学説が、いかなる領域において当事者自治が否定され、又は制限されるとしているか、また、その領域における当事者自治の否定ないし制限の根拠及び正当性を何に求めているかを分析した。そして、ここで明らかになった当事者自治が否定ないし制限される領域及びその正当性が、我が国においても妥当するののかについて、我が国の実質法を分析することによって考察し、一定の結果が明らかになった。

また、当事者自治と最密接関連地法への客観的連結の接合について、国内外の学説を分析した。もっとも、本研究の前提のもとでのこのような位置付けに関する議論は蓄積が十分であるとはいえず、結論は留保して今後も研究を続けることとした。

研究過程で得た成果については、雑誌論文 3 件、学会発表 3 件として公表することができた。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 3 件)

小池未来 「CISG における約款の組入れ」国際商取引学会年報 21 号 (2019 年) 印刷中 [査読あり]

小池未来 「国際倒産法に関する UNCITRAL の取組み」国際法外交雑誌 118 巻 1 号 (2019 年) 印刷中 [査読あり]

小池未来 「準拠法選択合意の成否と約款の組入れ 国際的な事業者間取引を取り巻く状況を中心に」 富大経済論集 64 巻 2 号 (2018 年) 113-138 頁 [査読なし]

〔学会発表〕(計 3 件)

小池未来 「CISG における約款の組入れ」(2018 年)

小池未来 「国際物品売買における所有権移転」涉外判例研究会 (2018 年)

小池未来 「面会交流費用の分担に関する英国裁判所判決の執行を認めた事例」涉外家事事件判例研究会 (2018 年)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況（計 0 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：
ローマ字氏名：
所属研究機関名：
部局名：
職名：
研究者番号（8桁）：

(2) 研究協力者

研究協力者氏名：
ローマ字氏名：

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。